

## 沖永良部島の近代経済史料 - 東家文書の紹介

著者	伊地知 裕仁
雑誌名	奄美ニューズレター
巻	31
ページ	16-23
別言語のタイトル	Modern economic historical materials of Okinoerabu island Introduction of the Higashi person document
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10232/17872">http://hdl.handle.net/10232/17872</a>

## ■しまゆむた

## 沖永良部島の近代経済史料－東家文書の紹介

伊地知 裕仁（和泊町歴史民俗資料館）

## 1. はじめに

今回紹介する史料は、和泊町西原字の東家（屋号：アガリ、以下東本家）にて所蔵されていたものである。史料の存在はこれまでも確認されていたが、平成19年2月21日、所蔵者の好意により和泊町歴史民俗資料館が借用し、初めて整理・調査を行うことができた。その結果、これまで十分に知られてこなかった、明治から昭和にかけての沖永良部島の経済に関する情報が豊富に含まれる、大変重要な資料であることが明らかとなった。現在も整理・調査中であるが、ここではその中間報告として紹介したい。

## 2. 東本家の概要

東本家は、伝承によれば15世紀の初め頃、島主世之主が琉球からの使船を軍船と誤解し、妻と長男と共に自害した後、難を逃れた次男と長女とその乳母をかくまった“アガリぬひゃー”の家として伝わっている旧家である。

藩政時代末期に沖永良部へ流罪となり西原で塾を開いたという川口雪篷とも関わりがあり、現在も東本家には川口雪篷の書跡とされる掛け軸が保管されている。

そして、紹介する文書史料の作成者でもある東一元も、雪篷の塾生の一人であった。『和泊町誌』（1985）によれば、明治13（1880）年8月、全島を12の行政区に分けたときに、東一元が内城・大城・皆川・古里の4ヶ村を管轄する戸長を務めている（翌14年9月まで）。一元はじめ東家の面々は、和泊村議会議員も務めるなど、西原を代表する名家であったようだ。

## 3. 東家文書から見える近代期個人金融業の実態

東家文書は、明治20年代から昭和30年代までの史料である。その一覧は表1の通りである。

表のように、東家文書は計30件54点の史料からなる。大きく分類すると、台帳16件、証文6件、申請書4件、その他4件となる。台帳16件のうち14件は金銭貸付台帳、1件は金銭出納帳、1件は土地台帳であり、証文や申請書などは借金証文や登記申請書である。

このように、東家文書のほとんどは経済的な史料であり、特に貸付台帳など金融関係が多い。確認できる限りでは明治35（1902）年から昭和31（1956）年頃まで、東家では個人で金銭の貸付業を営んでいたことが分かった。重複などもあるが、貸付台帳から確認できた貸付件数はのべにして830件余りである。沖永良部では他に比較できる個人金融業者の史料は確認できないが、手広く業務を行っていたといえよう。

台帳に記載されている人名をざっと見てみると、地元の西原や隣字の国頭の住民が多いようだが、中には衆議院議員や村長、県会議員を務めた島の名士の名前も登場する。彼らのように島で「オイチュ」と称される富裕層の者も100円単位の金銭を借用しているなど、当時の金銭貸借の実態について興味深い事例が多数見られる。

東本家においては、史料に見る限り貸金業をしていたのは明治30年代から昭和31年までの2代だけであったようだ。そのため、現在では金融業を行っていたことすら忘れられているようである。

明治・大正期の沖永良部島における金融業について『和泊町誌』からみてみると、明治3（1870）年設立の社倉（明治32年廃止）や明治42（1909）年に信用事業が加わった大島信用販売購買組合などがあった。それ以外には有志による模合（ムエ・頼母子講）や個人で金銭の貸付業を営むところが多数あったようである。

波平勇夫氏の調査によれば、明治21（1888）年生の古老の話として、「高利貸はもともと鹿児島商人が営んでいたものを沖永良部の人がまねたということであるが、その起源は古いであろう」と述べ、さらに古老の記憶では「米数十俵を借り、利息は年三割で、一年を二回にわけて複利計算がなされた」という<sup>①</sup>。また、操坦勁「沖永良部島沿革誌私稿」（『沖永良部島郷土史資料』所収）では、明治12（1879）年の項に、島中米取引上区々にて従来年三割利子にて貸借する者至つて少なく、高利を貪り壺ヶ年内（十二ヶ月）に金・米・糖三変の術算にて倍以上ともなる取引する者過半なるを以て、少しでも負債ある者は返済の途不相立、破産、妻子離散する者踵を継ぐに付き、年三割超過して過当の取引致さざる様、向井郡書記懇諭並に島中協議にて一時は三割利になりしも又二、三年を出でずして、倍以上の利にて貸借する者多々あり。（読点や中黒は筆者記す）

とあり、前述の古老の話のように、明治期の金融は米を中心とした貸借で、利息は年三割が基本であるが、それ以上とる高利貸が多かったことがうかがえる。

しかし東家文書の台帳史料等からは、上記のような近代期の個人金融業の実態とは異なる様相が見えてくる。

その一つは、原則として金銭による貸借

であることだ。少なくとも史料から確認できる明治30年代後半以降は金銭貸借が基本であったことがわかる。ただ、金銭の貸借だけではなく、粃や大豆、粟を貸付けている例も少なくないが、台帳には元利とも金銭に換算して記している。また、借金返済には物や労働による代納事例も多く見られ、例えば豚1匹8円、粟9升4円、イカ1斤20銭、鱈1斤50銭、樽結い賃（14丁分）2円10銭などである。これらの事例からは明治30年代以降、島内において貨幣経済が浸透し金銭の需要が高まる一方で、依然として物品が貨幣の代替機能を果たしていることがわかる。

二つ目は、台帳などから確認できる利息についてである。前述のように個人金融業では年三割というのが通説であったが、東家では月1.8～2.5%、年20～30%であり、多くが12ヶ月期限であったようだ。中には無利子で貸付けている例もあった。利息の幅の根拠は不明だが、場合によって利息を使い分けていることが東家文書から確認できる。

三つ目は、前述したように、借り手側が、一般の庶民だけでなく島のオイチュも多数存在するなど多様であったことなどは、組織的な金融業が乏しい島内において、個人金融業者の存在の大きさを示しているといえよう。

特に、明治32（1899）年に共済組合の役割を果たしていた社倉が解散した後は、一層個人金融業者の存在に頼る面が大きくなったであろう。東家文書の金融関係史料が明治30年代後半からのものがほとんどであるのも、社倉解散後に金融業を活発化させたことを裏付けていよう。

これまで、組織による金融業については知られていたが、個人のは史料などがなく、上記のように伝承等が中心で、営業内容などその実態は不明であった。それが

①波平勇夫『近代初期南島の地主層—近代への移行期研究—』（第一書房、1999）、p.359

東家文書によって、その様子をうかがい知ることができるようになったのである。

表1. 東家文書目録

番号	名 称	内 容
1	「写済古帳不用」	明治39年6月～41年9月までの金銭貸付台帳。 貸付件数のべ48件。うち雇関係4件。
2	「明治四十参年正月起／金銭貸付帳／養和亭」	明治35～44年の貸付台帳。 貸付件数のべ200件。うち雇関係12件。
3	「明治四十四年／貸付台帳」	明治43～44年の貸付台帳。 貸付件数のべ70件。うち雇関係2件。
4	大正貳年度 金銭貸付台帳 (表紙には「大正貳年度」のみ)	大正2年3月8日～大正3年4月1日までの貸付台帳。 貸付件数のべ54件。うち雇関係1件
5	金銭貸付台帳 (仮名)	大正4年～昭和12年の貸付台帳。 貸付件数のべ183件。うち雇関係3件、地料関係のべ16件
6	「大正拾壹年四月／金銭貸附臺帳」	大正11～13年の貸付台帳。 貸付件数のべ24件。うち雇関係5件。 5と6はひとつに綴られていた。
7	金銭貸付台帳 (仮名)	大正5年4月～昭和31年までの貸付台帳。昭和10～20年代が多い。 貸付件数のべ25件。
8	「大正七年以降／貸附臺帳／養和亭主人」 (中表紙)	大正6年8月～14年旧11月までの貸付台帳。 貸付件数のべ83件。うち雇関係6件。
9	「大正八年七月／大正九年四月／金銭貸附臺帳」	大正8～11年の貸付台帳。 貸付件数のべ43件。うち雇関係3件。
10	金銭貸付台帳 (仮名)	大正7年～昭和20年代までの貸付台帳。綴り紐がとれ、バラバラの状態であるが、用箋・年代などから一つの台帳としてまとめた。 貸付件数のべ51件。
11	金銭貸付台帳 (仮名)	大正8年7月～昭和20年5月までの金銭貸付台帳。 貸付件数のべ12件。
12	金銭貸付台帳 (仮名)	大正13年11月～昭和29年6月までの金銭貸付台帳。昭和17年のものが多い。 貸付件数のべ21件。
13	金銭貸付台帳 (仮名)	昭和8年7月～13年までの貸付台帳。 貸付件数のべ17件。
14	金銭貸付台帳・断片	昭和8～9年ころの貸付台帳の断片。上部が欠損。 貸付件数6件。
15	金銭出納帳	明治45年4月から大正2年1月3日までの東家の出納帳 (家計簿) と思われる。
16	「借用証」	大正13年8月15日付の借用証。 借用証1点、担保物件記載1点、保証書1点 (2枚) 司法代書人・脇田清島が作成。料金は21銭。

番号	名 称	内 容
17	「借用証書」	昭和18年11月19日付の借用証。 大正期製の活字証書1点。貸借人名や年月日、借金額以外は活字印刷。
18	土地売渡証綴り	明治24～42年までの土地売渡証14点。
19	土地売渡証綴り	明治32～大正3年までの土地売渡証6点。
20	「土地売渡証」	明治42年3月5日付の土地売渡証1点。
21	「土地売渡証」	大正4年3月11日付の土地売渡証1点。 売り主は鹿児島市の産糖株式会社取締役。
22	土地所有権保存登記申請類綴り	土地所有権保存登記申請書3点（明治39年2月24日、38年8月7日、40年7月25日） 保証書4点（明治34年7月17日、同年月日、35年12月1日、37年11月17日） 更正に付登記申請1点（明治36年11月5日）
23	「土地所有権保存登記申請」	大正5年4月15日付、故東一元の相続人・東一直が、先代一元名義の土地の所有権を自身へ移転するための登記申請書。
24	「家督相続ニ付登記申請」	21の「土地所有権保存登記申請」と同じく、大正5年4月20日付で、亡父東一元の相続人の一直による、土地の名義変更の登記申請書である。
25	「有体動産仮差押申請書」	昭和11年8月に借金返済滞納者に対する動産の差押えを大島区裁判所に申請した書類。 一部未記入の箇所もあり（元金と利子との合計金額や申請日）、控えとして作成したものと思われる。
26	西原字土地台帳（仮名）	西原字の土地一筆ごとの地番と面積と所有者名が記された名簿である。土地売渡証との照合から、明治35年以降の西原字の土地所有状況を表している。
27	手紙	差出人不明・昭和8年頃の手紙。便箋1枚。 内容は借金返済義務に関する問い合わせ。
28	「六六年秋冬新柄発表展示即売会ご案内」	昭和41年11月30日付、“総合ストアーもとき”からの案内状。
29	雑纂	12行半紙6枚に種々の事項を綴っている。 借金の契約証もあり。（正式なものか不明）
30	利子計算のメモと手紙	昭和4～31年までの利子計算メモ。手紙に上書きされている。

#### 4. 西原字土地台帳に見える土地所有状況

台帳類には、ほかに西原字の土地台帳（写本）もある。これは明治35年以降の西原字<sup>②</sup>の1筆ごとの地番、面積、所有者が記載されており、明治～大正期の西原の土地利用状況が見て取れる貴重な史料である。

当時の西原には、地番を付された土地が1250筆あったが、この台帳では内1～14番地

が欠損のため不明であり判明しているのは1236筆となる。そのなかで田地（不定田含む）は219筆8町5反8畝12歩、畑地（切替畑含む）は574筆68町7反16歩で、土地の半分近くを畑地が占めている。現在では耕地整理が進み、田地は皆無である。（表2参照）

さらに、この土地台帳には元の土地所有者の他に、新たな購入者名も記されている

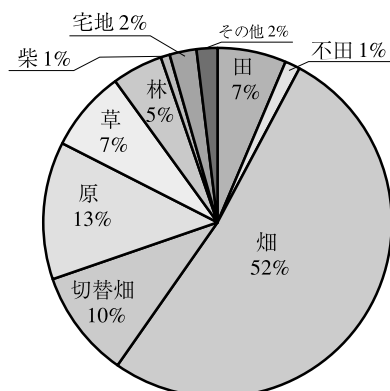
②明治41年島嶼町村制施行後大字西原となる。それ以前は西原村。ここでは「西原字土地台帳」とする。



表2. 「西原字土地台帳」土地種目別統計表

番号	種目	筆数	反別 (町. 反. 畝. 歩)	割合 (少数第2位四捨五入)	
				筆数	反別
1	田	191	7. 2. 3. 4	15.5%	6.5%
2	不定田	27	1. 2. 7. 22	2.2%	1.2%
3	畑	467	57. 7. 0. 1	37.8%	52.0%
4	切替畑	108	1. 1. 8. 1	8.7%	10.0%
5	原	216	14. 2. 5. 3	17.5%	12.9%
6	草	100	8. 1. 5. 10	8.1%	7.4%
7	林	36	5. 2. 4. 25	2.9%	4.7%
8	柴	23	1. 0. 4. 2	1.9%	0.9%
9	藪	1	1. 24	0.1%	0.0%
10	山	2	9. 19	0.2%	0.1%
11	山林	1	1. 20	0.1%	0.0%
12	溜池	5	1. 9. 1. 9	0.4%	1.7%
13	宅地	55	2. 1. 9. 29	4.4%	2.0%
14	墓地	3	5. 9. 15	0.2%	0.5%
15	不明	1	6. 14	0.1%	0.1%
	計	1236	110. 8. 8. 18	100.0%	100.0%
	所有者移転地	192	17. 5. 2. 2	6.4%	15.5%

「西原字土地台帳」土地種目別グラフ



のが興味深い。所有者が移転した土地は192筆17町5反2畝2歩である。総反別に占める割合では約15.5%と西原の土地の6分の1が売買されていることがわかる。そのなかで、この台帳を筆写した東本家が購入した土地は、17筆3町4反7畝22歩となり、筆数では移転数全体の約8.9%であるが、反別では約15.2%と

約6分の1を占めており、規模の大きな土地を購入していたことがわかる。一方で東本家の土地で移転したのは14筆1町4反9畝13歩であるが、ほとんどは親族への移転である。

昭和30～32年に奄美諸島を調査した九学会編『奄美(自然・文化・社会)』によれば、大正期に東本家へ、「零細ではあるが小刻み

に」土地が集中したとしている<sup>③</sup>。

この土地集中を裏付けるものとして、東家文書には多くの土地売渡証がある。証書類24点のうち、借用証は2点のみで、土地売渡証は明治24年から大正4年までの22点にもなる。そのうち明治期のものが18点を占める。この売渡証を見る限り、明治20年代から西原では東本家への土地の集中が始まったと見てよいであろう。この土地集中が、家業としていた金融業と関係しているものか判然としないが、大正13年の借用証には担保物件も記されていることから、その関連性は高いと思われる。

#### 4. 金銭出納帳から見える島の経済の様相

貴重な情報を含む東家文書であるが、なかでも興味を引いたのが明治45年（大正元年）の4月から翌1月までの東家金銭出納帳、つまり当時の家計簿である。貸金業を営んでいただけあって、何月何日に何をいくら買い何円した、何某にいくら貸し付け、い

くら返済したなど事細かに記されている。その内容を見てみると、その当時の暮らしぶりが目の前に浮かんでくるようである。

この出納帳からは、具体的に当時の沖永良部で売買されていた物品の種類や値段を知ることができると同時に、沖永良部において貨幣経済が浸透していたことが見てとれる。

波平氏によれば、「当時のオイチュは土地に支えられているだけで、経済も米を中心とした物々交換を中軸としたものであり（中略）オイチュは土地はあっても現金はないというのが実情」だったとしているが<sup>④</sup>、この出納帳から、東家では多額の現金を所有していたことが確認できた。明治末頃にはこれまで考えられていた以上に貨幣経済、商品経済が沖永良部にも広まっていたといえよう。

例として帳面の最初の月である4月の支出分を紹介しよう。

表3. 明治45年／大正元年 東家金銭出納帳（明治45年4月分）

日	支出事項	金額	備考
4日	石灰3升	12銭	石灰1升=4銭
5日	あやめ3袋	18銭	あやめ・きざみ煙草のこと
7日	親族へ送金	20円	学資として
	為替料	不明	
	書留料	10銭	
	某家へ持参金	10銭	
	某家へ持参金	10銭	
	ふや（火屋）3分	5銭	ふや・ランプのガラス部分
	3分の芯	不明	ランプの灯芯
8日	牝鶏1匹	40銭	
9日	附け木1箱	4銭	附け木・マッチ
	石灰5合	不明	2銭か

③九学会連合奄美大島共同調査委員会編『奄美（自然・文化・社会）』（日本学術振興会、1959）、pp.344-345

④波平前掲書、p.361

日	支出事項	金額	備考
12日	某家へ持参金	10銭	
13日	あやめ40匁	40銭	1匁(3.75g) = 4銭
15日	某家へ持参金	10銭	
18日	石けん	15銭	
	尾羽2斤	30銭	1斤(600g) = 15銭
	寒天5本	10銭	
	水コンニャク2把	14銭	
	煙草代	5銭	雇の為に購入
	着物代	1円42銭	子ども用カ
20日	砂糖車代	40円80銭	
	同運賃諸費用	2円25銭	
	木炭1俵	60銭	
	親族へ為替	30円	
	電信為替料	40銭	
	新窪玉子代	4銭	
21日	樽工賃2丁分	1円70銭	1丁分 = 85銭
	大屋生魚2斤代	20銭	1斤 = 10銭
22日	石割賃	7円50銭	
	池田玉子代	3銭	
23日	会津児院薬代	50銭	会津児院・・不明
25日	さつき1袋	7銭	さつき・・きざみ煙草のこと
29日	田植え夫賃	75銭	
小計	34項目	108円69銭	

### 5. ヤトウイ（雇）について

東家文書から得られる情報は経済関係を中心に多様であるが、そのひとつがヤトウイ（雇）についてである。

九学会の調査によれば、東本家には「ヒダワシ」<sup>⑤</sup>という債務下人が明治18年頃までいたが、その頃を期に1年契約のヤトウイに変わらざるを得なくなったという。ヤトウイは最初米3～4俵の年契約であったが、現金に代わり、年30～40円で雇用されていたという<sup>⑥</sup>。

それを裏付けるように貸付台帳や出納帳

には、のべ36件の「雇」関係の記述が見られる。また、東家の方々からの聞き取りで、戦前の東本家では確かに数名のヤトウイがいたようで、中には漁を専門とするヤトウイがいたそうである。（東一吉氏談）アガリの家の豊かさを示す伝承である。

しかし、そこでいうヤトウイは年季奉公のようなもので賃金労働であったという。九学会においてもヤトウイは賃金労働として位置づけているようである。

波平氏は近代の沖永良部における労働形態について詳細に調査している。波平氏に

⑤ヒダワシとは、ニザ同士またはニザ女の私生児として生まれた者で、主家の所有物として生涯主家に奉公した。

⑥九学会前掲書、p.344



よれば、現在では「ヤトウイ」という用語が「主家オイチュに隷属する下人を総称して使われている」ようだと指摘し、「オイチュから借金（借米）した人またはその子どもで、返済できるまでの期間その利息分としてオイチュの家で奉公した人々の呼称」である「ニザ」に対して、ヤトウイは契約満期後には手間賃をもらい、重労働を強いられたものの、比較的自由の身であった、としている<sup>⑦</sup>。『和泊町誌』においても、ヤトウイは「一定の年限を定めて一時的あるいは短期の契約によって資産家に年季奉公し、その契約期間が満期になった時点で手間賃を受け取る」労働形態だとしているが<sup>⑧</sup>、東家文書にはそのようなヤトウイ（雇）とは異なる形態が見られる。その一例として明治40年代の貸付台帳に見られるものを挙げる。

（明治）四十二年十二月二十七日  
 一金二円 何某  
 外に金十四銭四厘 三ヶ月分 利子  
 元利金二円十四銭四厘 三月十二日  
 雇料と決算

この史料からは、元利金2円14銭4厘の返済の代わりに雇として3ヶ月間奉公したことがうかがえる。他にも同様に借金返済の代わりとした労働を雇と表記している記述が多数見られる。

波平氏の調査によれば、年季奉公ではあるが、手間賃は前取りした－いわば借金による労働形態としてイテーまたはヨテー、エーテと呼ばれたものがあつたそうであるが、それは、とくに生涯隷属者に対する呼称として紹介している<sup>⑨</sup>。東家文書に見られる雇は、形態としてはこのイテーに類似していると思われるが、期間は比較的短く、

生涯隷属するものではない。

以上から、東家文書にあるような雇は、これまで考えられてきたヤトウイとは異なる労働形態を表しているといえよう。波平氏は、ヤトウイが賃金労働として定義づけられるに至るまでの地位形態とその呼称があつたはずだと述べているが、東家文書からは、まさにヤトウイと称される労働形態が多様なものであつたことを示すと同時に、ニザからヤトウイへの変容の過程をうかがい知ることができるのである。

## 6. おわりに

以上、西原字東家文書の紹介をしながら、史料から読み取れる当時の沖永良部島の経済を中心とした様相について述べてみた。紹介したものはほんの一部であり、さらに本史料を詳細に調査し、かつ他島の資料と比較検討していけば、沖永良部島のみならず奄美全体の近代期の様相を知る一助とすることができるものと思う。

## 【参考文献】

- 波平勇夫『近代初期南島の地主層－近代への移行期研究－』第一書房、1999  
 九学会連合奄美大島共同調査委員会編『奄美（自然・文化・社会）』日本学術振興会、1959  
 『和泊町誌』歴史編・民俗編、和泊町、1985・84  
 『改訂名瀬市誌』歴史編第2巻、名瀬市、1996  
 坂井友直『沖永良部島史』奄美社、1963（初1933）  
 操坦勁「沖永良部島沿革誌私稿」（『沖永良部島郷土史資料』和泊町、1968）

⑦波平前掲書、pp.362-365

⑧『和泊町誌』民俗編（和泊町、1984）p.154

⑨波平前掲書、pp.362-363